

別紙 1

警察庁丁交企発第7号  
国自安第247号  
平成28年2月3日

公益社団法人日本バス協会会長 殿

警察庁交通局交通企画課長

国土交通省自動車局安全政策課長

### 貸切バスのシートベルトの着用徹底について

本年1月15日、長野県北佐久郡軽井沢町の国道18号線碓氷バイパスにおいて、貸切バスが反対車線を越えて、道路右側に転落、乗員・乗客15名が死亡し、乗客26名が重軽傷を負うという重大な事故が発生した。

本件事故の発生要因等については長野県警察において現在捜査中であるが、本件に関連する報道では、この種の貸切バス等では、乗客がシートベルトを着用していないことが多いとの指摘がなされているところである。

シートベルトの着用は、衝突時の被害を軽減したり、車外放出の危険性を低くする等、死亡事故防止に効果があり、また、道路交通法（昭和35年法律第105号）において全ての座席においてシートベルトを着用させるよう運転者に義務付けられているところであるが、今般改めて下記事項について貴協会傘下会員に対し周知・徹底を図られたい。

記

- 1 乗客の安全を確保するため、次の事項について徹底すること。
  - (1) シートベルトを座席に埋没させないなど、シートベルトを乗客が常時着用することができる状態にしておくこと
  - (2) 別添リーフレットの座席ポケットへの備付け等により乗客へのシートベルトの着用の注意喚起を行うこと  
また、貴協会において配布しているステッカーや事業者が各自作成しているステッカーについても、座席に貼付するなど積極的に活用すること
  - (3) 車内放送等により乗客にシートベルトの着用を促すこと
  - (4) 発車前に乗客のシートベルトの着用状況を目視等により確認すること  
(交替運転者や添乗員の補助を得ることも可)
- 2 その他、待合室や営業所への備付け、安全キャンペーンでの街頭配布を始め、あらゆる機会を捉え、別添リーフレットを配布すること等により、シートベルト着用の励行を図ること。
- 3 乗務員に対し、適正にシートベルトを着用するよう指導すること。

国自安第247号  
平成28年2月3日

各地方運輸局自動車交通部長 殿  
各地方運輸局自動車技術安全部長 殿  
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

国土交通省自動車局安全政策課長

#### 貸切バスのシートベルトの着用徹底について

本年1月15日、長野県北佐久郡軽井沢町の国道18号線碓氷バイパスにおいて、貸切バスが反対車線を越えて、道路右側に転落、乗員・乗客15名が死亡し、乗客26名が重軽傷を負うという重大な事故が発生した。

本件事故の発生要因等については長野県警察において現在捜査中であるが、本件に関連する報道では、この種の貸切バス等では、乗客がシートベルトを着用していないことが多いとの指摘がなされているところである。

シートベルトの着用は、衝突時の被害を軽減したり、車外放出の危険性を低くする等、死亡事故防止に効果があり、また、道路交通法（昭和35年法律第105号）において全ての座席においてシートベルトを着用させるよう運転者に義務付けられていることから、標記について、別添写しのとおり警察庁交通局交通企画課長とともに関係団体あて通知したところであるが、貴局においても管内全ての一般貸切旅客自動車運送事業者に対し周知・徹底を図るとともに、街頭監査の際に、乗客の利便を妨げない範囲において別添リーフレットを配布し、乗客へのシートベルト着用の励行を図るなど、輸送の安全確保の徹底に万全を期されたい。

なお、各都道府県警察等から、共同での実地指導、キャンペーン活動等に協力を求められた場合には、各地方運輸局・運輸支局における体制等の実情に応じ、可能な範囲で協力を行うこと。

# バス乗車の際は シートベルトを締めましょう

シートベルトを着用しないと、

高速道路で 約9倍

一般道路を含めると 約14倍

命の危険性が高まります!!



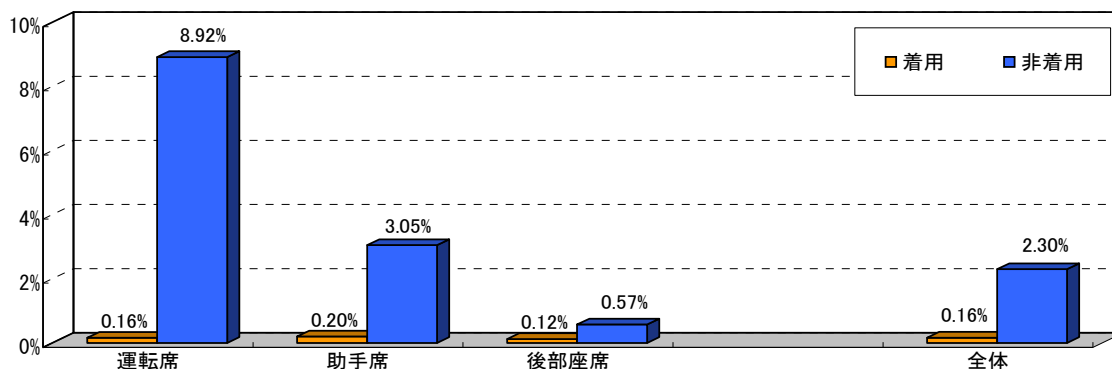
※ 出典:平成26年 交通事故統計(シートベルト着用有無別致死率)

## ◎ シートベルト非着用者の致死率は着用者の14倍

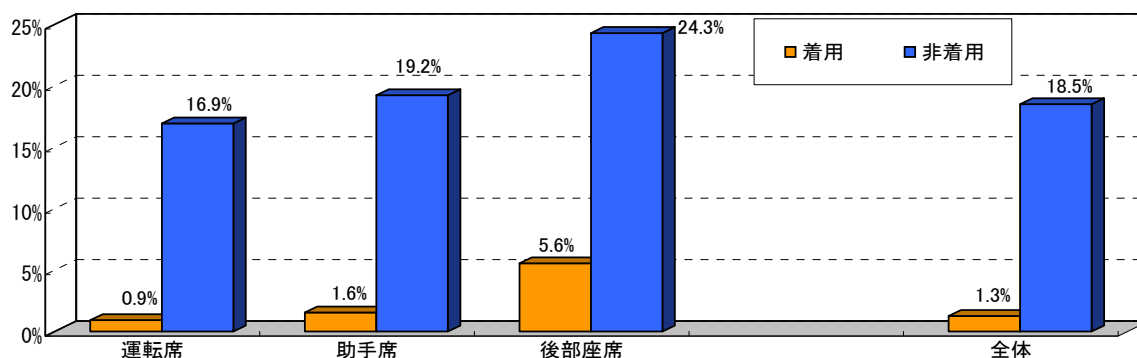
自動車乗車中のシートベルト（チャイルドシートを含む。）着用有無別の致死率をみると、非着用者の致死率は着用者の0.16%に対して14.3倍の2.30%となっており、これを座席位置別にみると、運転席：56.5倍、助手席：15.2倍、後部座席：4.8倍となっている。

自動車乗車中で車外放出（自動車乗車中の者が車内から車外へ放出された状態）になった場合の致死率は、自動車乗車中全体の致死率が0.29%であるのに対して145倍の42.14%である。自動車乗車中死者のうち、シートベルト非着用者が車外放出になった割合は、着用者の1.3%に対して14倍の18.5%であり、シートベルトの着用によって車外に放出される危険性が低くなる。

### 座席位置別・シートベルト着用有無別致死率（平成26年中）



### 座席位置別・シートベルト着用有無別死者の車外放出構成率（平成26年中）



### ○ 座席位置別・シートベルト着用有無別死傷者数（平成26年中）

座席位置別	着用有無別		死者数				計	致死率		死傷者数				計
	着用	非着用	着用	致死率	非着用	致死率		不明	着用	着用者率	非着用	不明		
運転席	544	0.16	437	8.92	43	1,024	0.29	56.5	344,694	98.3	4,901	1,205	350,800	
車外放出	5	21.74	74	58.27	4	83	53.21	2.7	23	14.7	127	6	156	
車外放出構成率	0.9	—	16.9	—	9.3	8.1	—	—	0.0	—	2.6	0.5	0.0	
助手席	129	0.20	52	3.05	2	183	0.28	15.2	64,381	97.1	1,705	250	66,336	
車外放出	2	28.57	10	45.45	0	12	38.71	1.6	7	22.6	22	2	31	
車外放出構成率	1.6	—	19.2	—	0.0	6.6	—	—	0.0	—	1.3	0.8	0.0	
後部座席	36	0.12	107	0.57	11	154	0.31	4.8	29,830	60.1	18,646	1,168	49,644	
車外放出	2	20.00	26	28.89	1	29	28.16	1.4	10	9.7	90	3	103	
車外放出構成率	5.6	—	24.3	—	9.1	18.8	—	—	0.0	—	0.5	0.3	0.2	
その他	0	0.00	9	0.86	0	9	0.66	—	276	20.3	1,044	39	1,359	
車外放出	0	—	2	22.22	0	2	22.22	—	0	0.0	9	0	9	
車外放出構成率	—	—	22.2	—	—	22.2	—	—	0.0	—	0.9	0.0	0.7	
計	709	0.16	605	2.30	56	1,370	0.29	14.3	439,181	93.8	26,296	2,662	468,139	
車外放出	9	22.50	112	45.16	5	126	42.14	2.0	40	13.4	248	11	299	
車外放出構成率	1.3	—	18.5	—	8.9	9.2	—	—	0.0	—	0.9	0.4	0.1	

注1 シートベルト着用の有無については、事故後の聞き取り調査等による結果を基に集計したものである。

注2 「その他」とは、バスの後部座席にいる場合、バスの車内に立っている場合等をいう。

注3 致死率＝死者数÷死傷者数×100

注4 着用者率＝着用死傷者数÷死傷者数×100

注5 車外放出構成率＝車外放出死（傷）者数÷死（傷）者数×100

## ◎ 高速道路におけるシートベルト着用状況と車外放出の状況

自動車乗車中の致死率をシートベルト着用有無別にみると、着用者の0.50%に対して非着用者は9倍の4.70%となっている。また、自動車乗車中で車外放出になった場合の致死率は、自動車乗車中全体の致死率が0.80%であるのに対して、37倍の29.49%である。

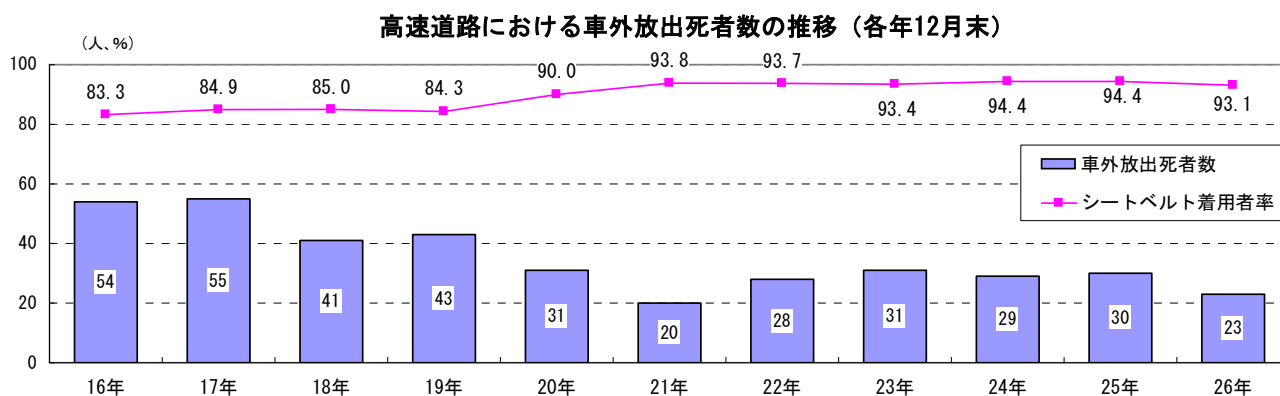
さらに、自動車乗車中死者のうち、シートベルト非着用者が車外放出になった割合は、着用者の6.0%に対して5倍の32.1%であり、シートベルト着用によって車外に放出される危険性が低くなることを示している。

過去10年間の車外放出死者数の推移をみると、シートベルト着用者率が高くなるに連れて、車外放出死者は減少しており、シートベルト着用が死亡事故抑止に効果的であることを示している。

○ 高速道路における座席位置別・シートベルト着用有無別死傷者数（平成26年中）

座席位置別	着用有無別		死者数				死傷者数					
	着用	致死率	非着用	致死率	不明	計	致死率	着用	着用者率	非着用	不明	計
運転席	64	0.62	29	16.86	6	99	0.94	10,365	98.1	172	29	10,566
車外放出	2	25.00	7	43.75	1	10	40.00	8	32.0	16	1	25
車外放出構成率	3.1	—	24.1	—	16.7	10.1	—	0.1	—	9.3	3.4	0.2
助手席	12	0.33	2	3.03	0	14	0.38	3,619	98.0	66	7	3,692
車外放出	2	66.67	2	28.57	0	4	40.00	3	30.0	7	0	10
車外放出構成率	16.7	—	100.0	—	—	28.6	—	0.1	—	10.6	0.0	0.3
後部座席	7	0.28	18	2.22	0	25	0.74	2,495	74.3	811	53	3,359
車外放出	1	33.33	7	18.42	0	8	19.51	3	7.3	38	0	41
車外放出構成率	14.3	—	38.9	—	—	32.0	—	0.1	—	4.7	0.0	1.2
その他	0	0.00	4	5.06	0	4	2.80	60	42.0	79	4	143
車外放出	0	—	1	50.00	0	1	50.00	0	0.0	2	0	2
車外放出構成率	—	—	25.0	—	—	25.0	—	0.0	—	2.5	0.0	1.4
計	83	0.50	53	4.70	6	142	0.80	16,539	93.1	1,128	93	17,760
車外放出	5	35.71	17	26.98	1	23	29.49	14	17.9	63	1	78
車外放出構成率	6.0	—	32.1	—	16.7	16.2	—	0.1	—	5.6	1.1	0.4

- 注1 致死率＝死者数÷死傷者数×100  
 2 着用者率＝着用死傷者数÷死傷者数×100  
 3 車外放出構成率＝車外放出死（傷）者数÷死（傷）者数×100  
 4 「その他」とは、バスの後部座席にいる場合等をいう。



○ 高速道路における車外放出死者数の推移（各年12月末）

区分	年											増減数	増減率	指数
	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年			
自動車乗車中死者数	258	216	205	193	142	123	133	152	158	159	142	-17	-10.7	55
車外放出死者数	54	55	41	43	31	20	28	31	29	30	23	-7	-23.3	43
車外放出死者数構成率	20.9	25.5	20.0	22.3	21.8	16.3	21.1	20.4	18.4	18.9	16.2	—	—	—
シートベルト着用者率	83.3	84.9	85.0	84.3	90.0	93.8	93.7	93.4	94.4	94.4	93.1	—	—	—

- 注1 増減数（率）は、平成25年と比較した値である。  
 2 指数は、平成16年を100とした場合の平成26年の値である。  
 3 シートベルト着用者率＝着用死傷者数÷死傷者数（自動車乗車中）×100